

222  
G  
491

緒言

家庭に禮義といふ高潔なる美しき花を咲かせる爲に其の培養法即家庭に於ける禮法をかいたたのであります。が参考になれば著者の幸福です。

三十五年一月

著者識す

24

## 栗園先生口述

出世の礎……立身出世を仕様と思へば何人でも常に此書の心得で居らねばならぬ、  
富貴の基……金持になり立派な人になるには、此書によつて其道を知るが最も近道、  
貞操の鑑……女は身持が大事、心得が大切、娘、妻、母としての心得はそれ／＼異います、  
勅語の教……教育の勅語は日本臣民の常服膺す、最も御勅諭、ゆめ忘れてはなりません、  
家政と衛生……身代の操廻し、日々の養生残らす此書に記しあれば家庭第一の好教訓、  
學校に家庭……父兄と先生と生徒の心が一致せねば、教育も何の効がない故此書は出た、  
代々の光……我が日本の特殊なる國體と歴史は此書で成程と合点し仰がれます、  
日本小地誌……やまと島根の隅々まで坐ながら旅行した様に面白く地理の分る好地理書、  
御世の榮……御一新後の有難い御政治や明治の世の進歩した有様は此書でちゃんと分る、  
地理と歴史……地方々々の遷り變つた世々の事蹟が珍らしく愉快に分る一新著述です、



### 家庭と禮法

第一齣 皇室及び國家に對する禮

第二齣 神佛に對する禮

第三齣 寢起盥嗽等の心得

第四齣 容儀服裝の心得

第五齣 飲食の心得

第六齣 坐作進退の心得

第七齣 招待及書信の心得





# 家庭と禮法

池田米太郎編



家庭と禮法

家庭に美事なる花を咲かせることは、何より頼もしき  
 事であり、色々品の變つた花が交つて行儀よく喜  
 びさうに咲いて居れば、黄な蝶、白の小蝶が代り、飛  
 んで来て戯れて居る、其の上雨は、ふらず風も起らず、何  
 の花も益活々して居るといふことは、何より家庭の譽

◎第一編 家庭の禮法

◎目次

- 第九齣 訪問及取次の心得
- 第十齣 言語應對の心得
- 第十一齣 物品授受の心得
- 第十二齣 自己外出の心得
- 第十三齣 吉凶の禮
- 第十四齣 進物の禮

目次終

れであらうと思ひます然れどもこれに反して雨や嵐の爲に花が落ちて居るのもあれば枝の折れて居るのもあつて元氣のないのは實にも淋しく且は哀れなものでありますこの二つの内で何れがよいかと申しますといはずとも知れ切つたこととてあります尙これをいひかへて見ますと前のは家庭といふ一軒屋は和氣暖々として強き者は弱きものを助け弱きものは強きものに助けられてお互に持ちつ持たれつ愉快に日を送り一つの小言といふ雨風のない樂しき家でありますが後のは全くの反對で下の者は長者の命に従は

ず兄弟は喧嘩する夫婦は離縁する朋友は去るといふ具合で家は益衰へる實につまらぬ家でありますそこで此差違は何から來たのであるかと申しますと愛といふことがあるとないとして此差別になつたのであります人の感觸を害することはなく自己を愛する心にて他を愛するところは眞の愛であります眞の愛の起るのは何から起ると申しますと音聲を聴いても起りますが其の高潔なる身成りを見るに一層愛といふ心が起ります高潔なる行は高潔なる心あるといへませぬけ

れども、大概は其に因つて判断しますから愛が起ります、これによつて考へてみると一軒の家で自己は高潔なる行ひをする、他の者も高潔の身成りをする、互に愛の感情を惹起します、而してみると家庭の團樂には高潔の行動によつて愛を惹起することは、第一の秘訣であります、成程愛といふものに依つて、秩序を維持するからであります、

尙申しますと愛は禮法の目的である、と申します、禮法とは其の人を愛することにて感觸を害せぬことであり、而してみると論理に於て家庭に禮法は無關係

てはなくて、大に必要なることとあります、獨乙の某偉人が申しました、數千金を投じて教育を授くるよりも、家庭の禮法に浸漬せしめよと申しました、ここで、家庭に禮法を教育すれば、至大の功あるに違ひはありません。

## 第二、齣 皇室及び國家に對する禮

- (一般の心得)
- (行幸を拜する時の心得)
- (御眞影を拜する時の心得)
- (其他の心得)

我が帝國臣民は吾人の祖先より幾久しく子々孫々に  
 まて、神聖にして侵すべからざる至尊の御蔭を蒙つて  
 幸福を得て居るのでありますから、片時も忘るべから  
 ざることはいふまでもない事でありませぬ故に、兩陛  
 下に對し、御眞影に對しては敬意を表し、天皇及皇  
 族の肖像の取扱には極めて丁寧にし、談話には不敬の  
 言葉を使ふことなき、或は御紋章を亂用するが如き事あ  
 つてはなりません。

行幸を拜する時、御行列の先驅を見めたらば路傍に  
 よりて謹みて直立し、(御通行の路より高き土手及  
 樓上より見下すは不敬なり)傘を蒼め脱帽し

て御馬車を見上げ奉らば謹みて最敬禮を行ひなされ、  
 此時は極めて靜肅謹慎にして苟も談笑咳拂其の他無  
 禮の振舞あつてはなりません。

(皇后陛下其の外  
 皇族の御方々の御通行を拜する時も同様の心得たるべし)

皇族の御方々軍艦に乗御の際は、其の軍艦の大橋頭に  
 それくの御旗を掲げられますから、これを拜さば最  
 敬禮を行ひなされ、  
 御眞影を拜する時は首巻手套及前掛を用ゐないで、正  
 しく禮服を着用して極めて靜肅になされ最敬禮の  
 時に見苦しき姿勢をしてはなりません。

勅語を拜聽します時は、身の上部を少しく前部に曲げ、謹みて拜聽しなされ奉讀が濟めば、慎重に一禮して、正しき姿勢にかいりなさい。

其他のこと

一道にて軍隊に出遇はゞ、通行の終る迄道の右方へ控へなされ

人等の通行するを妨ぐる程悪いことはありませぬ、殊に軍隊の通行を妨げ行進をして不自由ならしむるが如きことは、最もよくないことであり、あります、何故かといふに、軍隊は軍の稽古をし

て居る時と雖一秒時の妨げは軍の勝負決る程であります、まして實戦の場合には殊更のことであらうと思ひます、故にカ様なる不都合あつてはなりません、

二軍隊に對して無禮の振舞あつてはなりません、

軍人は國家を保護して下さる方であり、ますから、無禮の振舞あつてはなりません、軍隊は此等の軍人の集合りて、一團をなしたものですから、申す迄もないことであります、人は些細なる事柄にて尊敬ひ、又輕侮るもので



あります例へば軍人の中にて醜い顔の人があ  
れば彼様な人は價値がないといふてしまふ汚  
れたる風の人には彼は「アカ文」人であるを見下  
てしまふ一本筋だ二本筋だを見下げる殊に女  
子は能く注目して彼は帽色が禿て居る彼は服が  
綻びて居る靴は泥がついて居るさか實に失禮  
千萬をいひ立つるは人としてあるべきこと  
はありませぬ位の上下服のよしあしよりも彼  
の人達は杖柱となつて我國を保護り下される  
それが爲に皆々が枕を高くして寝ることが出

來るのであると思へば決して輕侮るべきもの  
ではありませぬ又時折には宿泊なさることも  
あります其の時は及ぶ限り親切丁寧に取り扱ひ  
決して無禮の振舞あつてはなりません  
一軍旗聯隊旗に對して敬禮しなされ

軍旗聯隊旗は軍隊の魂であり置かず故に軍の時  
は幾多の人が取圍みて嚴重警衛しつゝ持つて  
行くものでありますそれで魂として居ります  
旗でありますから首がなれるとも腸を取出さ  
るゝ程の苦しき目に出遇ふことも決して決して

此旗は放さない、此旗を放つと自分の隊の兵士は生残ることも大將に元氣あるとも其の隊は最早死んだのと同じこととして居らるゝ位の旗であります、これ程大切なる旗でありますから死するときは皆がこれに噛み附いてこそ死ぬけれども、少しも放さぬとして居ります、これ程の軍隊の魂でありますからいはゞ軍隊と同じく否軍隊よりも尊敬ねばならぬものであります故に誰も此旗に出遇はゞ必ず敬意を表はさねばなりません。

一大祭祝日には國旗を掲げよ

祝祭日

- 一月一日 四方拜 (祝日)
- 一月三日 元始祭 (祭日)
- 一月三十日 孝明天皇祭 (祭日)
- 二月十一日 紀元節 (祝日)
- 三月二十一日 春季皇靈祭 (祭日)
- 四月三日 神武天皇祭 (祭日)
- 九月二十四日 秋季皇靈祭 (祭日)
- 十月十七日 神嘗祭 (祭日)

十一月三日

天長節

(祝日)

十一月二十三日

新嘗祭

(祭日)

一年(祝日) 三ケ日  
祭日 七ケ日 十ケ日

此祝祭日には必ず國旗を掲げねばなりませぬ、  
此事は些細なることでありますもの、能く忘  
れるものでありまして、隣近所の出しであるの  
を見てオヤ忘れて居つたこと、ヤットのことで出  
す位のこと、が度々あります、それといふのはツ  
マリ父母たちは家業が忙はしい爲めに忘れる

のであります、故に國旗を出すことは、小供に定  
めて置けば決して忘れずに出します、何故かと  
いふに、學校に通つて居る小供は明日は天長節、  
此次は新嘗祭と學校で教はつて來ますから、取  
違へることは更に御座りませぬ、故に小供に定  
めて置けばよいと思ひます、其故小供は朝起き  
ることは非用意して掲ぐることを忘れてはなり  
ませぬ、

一 祝祭日によつて其の意を表はせ  
祝祭日には着物を着替へ身周りを整へて家内

一 全且は他の知友等に其の日の祝ひ詞を申し上げて喜しく御祝ひなされ、朋友互に喧嘩口論をすする等のことは必ずしてはなりません、當日は早く學校に出でて、御眞影を拜し奉り、兩陛下及び皇族方の萬歳を祝ひ奉り、歸りては業を休み愉快遊びて其の日を祝はねばなりません、おして分りませう、

此外

氏神等の祝祭日にも國旗を出して、祝はねばなりません、

第三ノ節 神佛に對する心得

神社佛閣御陵の前を通過する時は、必ず一禮しなされ、若し參拜します時は、口及手を清めて中心より敬意を表し、決して輕率なる舉動あつてはなりません、柏手するものもよろしくありますけれども、單に其に注目し、体の上部を前曲して敬意を表するものもあります、境内にあつては戯れに神殿の鈴を無暗に振ること、賽錢箱に土砂を投込むこと、樂書をなすこと、花木を折ること、種

々なることを思ひ附いて悪戯をするのは、甚だよろしくありません。

第四、齣 寢起盥嗽等の心得

(起床) (盥嗽) (掃除)

(便所) (就褥)

早朝は空気が新しいので、これを吸ふと攝生上有効でありますから、朝早く起きることは、身体には極めてよいことでもあります。時によると寢過すこともあり、前日

の疲にて能く眠ることもありますれば、早朝より他出する爲に人に起して貰ふこともあります。其の時は直に起き上るより、自然に早起きの出来ぬことになり、早く起きるくせを附けなさい。先づ起きると、寢衣を着かへて正しく疊む、人によると寢衣のまま、手水を使ひに行く人がありますが、實に見苦しいものであります。のみならず風邪にかゝることがあります。故、早く常服と着替へ、夜具蒲團をうらかへしなさい。これは、夜中身体より發したる不潔物を空気に放散せしむる爲であります。夜具は毎

朝風にあて晴天を擇みて日にあてることは、必要なの  
で氣不精な人は寢床を七日も十日其の儘にするこ  
が、ありますこれは、攝生上甚だ悪しきこととあります  
次は窓を悉く開くこととあります、そして、夜間  
吹出しました炭酸瓦斯が室内にこもりてあると、病氣  
の基を作ることになり、ます故、新鮮なる空氣を通され  
ば、なりますね、  
床を拂ひ窓を開くと、他の事をせず、に手水をつかいな  
され、其の儘に置く、と口中の不潔物の爲に齒を害する  
ばかりでは、ありませんね、其の臭氣にて呼吸すると、身  
体

に、よろしくありますね、故に是非手水を早くつかうよ  
うに心掛けなされ、手水をつかうには冷水にて善き齒  
磨きを使はねばなりません、それでない、と、悪いものは  
齒を損じます、楊枝は齒あたりの柔かなのを左右にみ  
がかすして上下に磨きなされ、これが濟むと直に髪を  
梳り身周りを整へて、父母長者に、朝の御挨拶をせれば  
なりませぬ、(齒を磨くことは朝に限らず、食後口をあら  
うと共に常に磨きなされ、朝冷水浴もよいこととあり  
ます)

掃除は毎朝しないと塵は目にかゝらぬ内に澤山積り

ますから毎朝することが肝心であります、掃除をするには窓を押し開き、道具を片付けてかゝりなされ、すむと片附けたる道具を正しく排列して置きなされ、掃除は隅をきれいにするが、眞の掃除であります下手な人は掃きよい處のみを掃いて、隅に澤山残つて居ります、これでは掃除の効がありません故に、隅々迄もきれいすることが何よりの肝心であります、箒のつかい様は疊の上にては目通りに掃きます、庭などは同じ處を何度も掃かぬよ、「く」の字形にはけばよいと思ひます、雑巾も其の通りで木目に従つて、ふきとる

ことが心得の一つであります、雑巾は度々洗ひ出して清潔にしそれでふきとらねばなりません、毎日毎日板間を掃除しながら黒くなつて居るのは、慥に雑巾をのみ出さぬ證據であります、それより、鬩に油を敷いて置けば通りがよくなります、カ様にして坐敷板間を掃出して庭園及門前を掃除しなされ、掃除は食事中にする事はよくないことであります、便所も度々掃除をして見苦しくしないよ、にせねばなりません、便所の心得としては、男女の便所が區別されてありますのにもかゝらず、男が女の方にはいり、女

が男の方にはいると迷惑する場合がありますから定められたる處に入つて用を便するよりにせねばなりません。其の時はなるべく前によらぬと不潔にします。不潔な場所にも不潔と清潔とがあります。不潔な場所とはいへばひ清潔にしたいものであります。然るに木片或は繩竹等を投込むとか痰とか鼻汁をふきかけてあるのは實に見苦しい次第であります。而して便所に行けば衣服等に氣を附けぬと汚れます。又紙等を落とすとかしては非常に困ります。故氣を附ければなりません。尚一つは履物の事でもあります。便所の履物を他の履

物と區別せねばなりません。これはいふまでもないことであります。これを脱いだ時は正しく揃へ置いて次に來る人の都合のよいようにせねばなりません。便所に行つたならばきれいに手を洗ひなさい。用のないのに夜をふかして翌日の妨げするはよくないことあります。から自分のすべきことがすめば、就禱じなされ、其の時は父母長者に挨拶して後に蒲團を靜に敷き常衣と寝衣とを着替へ、常衣を正しく疊み枕邊に置いて寢床にはいります。其の時は枕をして蒲團を頭より被らず、下らぬ思案せず、直に眠につきなさい。



れ、枕もこへランプをこもして置くこと、思ひもふらぬ火事を起しますから、やめねばなりません、夜中便所に行くには人の妨げにならぬように歩みなされ、入浴は少くとも一週間に二三度はせねばなりません、田舎の人は二週間若しくは三週間も入らないこと、ありますは大に攝生上よくないことであり、故に度々入浴して総ての處を丁寧に洗ひ充分垢を落さねばなりません、さりさて漫りに湯水をつかひ後の人に迷惑をかけることは實にすまぬこと、いはねばなりません、世の中には随分馬鹿な人があります、酒を

飲んで湯に入つて場所は自分獨りのもの、口には臂を張りて他の人の入浴せしめな程威張り、且は湯水を人にかげ、少々あつくなること、人は「トテモ宜い自分さへよければ宜い」として湯加減を自由にするが如きは人としてすべきことではありません、何となれば湯の中にては共同にせねばならぬものであります、同じ金を出して入浴すれば同じ権利があるのであります、それを自分獨りののであるらむ場所を獨り占むること、湯加減は自分さへよければよい、自分さへ充分洗はるればよい、人にかつても構はない、さういふよくな

ここは決して人のすべきことでありませぬ、若しカ様  
 な人が二三人もはいるとしませうか、遂には喧嘩口論  
 が初まりまして、あたり人に非常なる迷惑をかけます、  
 又或る人は湯に入るに非常に心持がよくなり、ますか  
 ら御得意の歌を大聲出して謠ふ人があります、これは  
 傍の人に迷惑かけるばかりではありませぬ、法律上罪  
 のある仕方でありませうか様なることは少しでも學校  
 に通つた人のすべきことではありませぬ、宜しき  
 此外流場に痰唾をはき湯の中にて口或は頭を洗ふが  
 如き不潔極まつた行動は實に見られたものではあり

第五ノ編 容儀服裝の心得

(容儀) (服裝)

(和服) (洋服)

ませぬ、よくよく人のことを思ひ、自分のことをも考へ  
 て給での振舞をせねばなりません、  
 一週間に一度も入浴せぬことは、攝生上悪いばかりで  
 はありませぬ、垢を全身にため居ると衣服を損ふ上に  
 人の前には逆も出られませぬ、故に度々入浴して身体

を清潔にしなければならぬものであることは前に申  
しました。且つ散髪も怠らず頭をきれいにし手足の  
爪をも度々鋏みこり鼻汁もかみこりて、容儀を正しく  
する慣をつけたいものであります。  
垢の附いた衣服は攝生上悪いのみならず禮法上忌む  
べきことであります。故に常に清潔なる服を正しく着  
用しなされ、

和服を着た時に、片前下りの着様は實に見苦しうあり  
ます。着物を着るとき正しく帯をして後に耽と結びなさ  
い袴の如き細帯をしたり、前掛帯のまま居るときは、見

苦しくて無禮であります。田舎の女の人たちにマ、見  
受けますが甚だ見苦しうあります。帯をするとき袴を  
つけ、足袋(他)の物より早きをよしとすをはき、羽織を着  
るとき正しく紐を結びなさい。若し運動して衣服等の綻  
びたときは、早く縫ふてもらいなされ、襟巻外套手套は  
室内でするのは、不作法であります。尙申しますと折目  
のついた着物を着るときは、極めてよいことでありま  
す。これは常に疊むことが必要なので、高等生になつて  
さへも、疊み方の知らぬ人が澤山あるばかりではなく、  
母上や姉上に着せて貰う人がありますのは、御氣の毒

ではなくて、耻しき次第なので、是非教はつて人に厄介  
のかけぬよゝにせねばなりません  
洋服は胸釦を皆かけなさい、靴は毎日磨きぬならば一  
週間に二三度は必ず磨き儀式には是非磨いて行かれ  
ばなりません、ツボンの裏を表し、ポケットに手を入る  
はよくありません、靴足袋は度々洗ひ服は必ず畳み  
なされ

第六ノ節 飲食の心得

(飲物)

(食事)

茶湯水等を飲む時に鐵瓶及び土瓶の口をか杓のま  
飲む人がありますけれども、これは尤もよくないこと  
であります故に、是非茶碗を用ゐて飲まねばなりません  
ぬ、其の時には左手を碗の底にあて、右手に碗の片方を  
持ち、音のせぬよゝ、こぼさぬよゝ、急に飲んで「せき」の  
出ぬよゝに、靜に飲まねばなりません  
茶碗が黒くなつたり箸が黒くなつて居るのは、手の汚  
れて居つた證據であります、殊に子供が學校から返つ  
て、熊の様な手にて食事すると、顔は黒くて、箸手は墨染

實に不体裁至極であります故に食事前には顔手をきれいに洗ふて食事にかゝるよゝにせねばなりません。膳につくには長幼の序があつて、父母長者は正坐し、以下順次に坐を占むることが、正當なことであります。愈々食事にかゝつては、急いでではありません。急くと消化が悪い而して、食器を損ふことがあります。其の外注意要件が澤山ありますが、大略は左の通りであります。

一 姿勢を正しくして食事せよ。姿勢を正しくせずして食事する人には、胃病が多いといひます。身体を眞直にして食ふことは、

体内の機械を壓迫させぬから、機械の運轉がうまく出来る道理と思ひます。壓迫した處へ食物を入れますと、食物も充分なれないことになり、成程胃病の起るのも道理であらうと思ひます。故に姿勢正しく食ふことは、肝心であります。

二 手拭紙を懐中せよ。手拭に紙は何時入るかも知れませぬ。常に用意して懐中して居なされ、手拭を貸し下され、又紙一枚下されとかいふことは、實に人の好まぬこと

三箸は右手にて中央を摘み、左手に受けて更に右手に持ちかへなさい。

食事にかゝつて箸をさる法は、先づ右手にて箸の中央を摘みて左手に受ける、而して右手を放ちて箸の中央を持替へて食ふのであります。箸の持つ處も程があつて、餘り、根元とか餘り末を持つのも不体裁であるばかりではなく、物を摘むに不便であります故に中央がよからうと思ひます。

四飯は少しつゝ食ふこと

飯を澤山箸の上に載せるとき、こぼすばかりではありませぬ、必ず大きな口を開かねばなりませぬ、物をこぼし大きな口を開く程、不体裁な不作法なることはありますまい、故に極めて少しつゝ、幾度にも食べるよゝにせねばなりません、これが作法であります。

五飯を食つて汁を飲むこと

汁を飲んで飯を食ふ人もありますけれども、これは、箸を濕すためにカ様にするのであらうと思

ひます、けれども正當な順序は飯を二箸食つて汁を汲ふが順であります。

六箸の休め方

箸を休めるには、箸の末を膳椽に少しくかけて置くのであります。食事がすむと懐紙を取り出して、きれにふき膳の中に入れ置くのが禮であります。

七盛かへの時人と同時になれば先に譲ること

身上の人と同時になれば、必ず其の人に先を譲らねばならぬことは當然であります、けれども

同輩の人若しくは身下の人と同時になつた時と雖も先づ人に譲り而して自分のが差出したなされ、身下の人には必ず遠慮して我に譲れば、御先に御免下さいとの意味にて、言葉をかけ、然る後に差出したなされ、

サテ譲り合ふことは極めて宜いことではありますけれども、給仕人は盆を差出して受けて居る人、自分は譲り合ふて居る、給仕人は他を給仕せねばならぬといふ場合に、餘りクドクドしく譲り合ふことは實によくないことであります。

す、故に「アツサリ」譲り合はねばなりません、尙一  
つ注意すべきことは、口に物を含みながら盛か  
へすること、これは、これも見苦しく不作法でありま  
す、少しのことによく注意せねばなりません、  
八椀を両手に持ちて受渡しすること

茶碗其の他盛かへを要するとき差出すには、必  
ず両手にて椀のふちをさへ差出しなされ、片  
手にて椀の片椀を持ちて驕るかに差出すこと  
は、實に不禮であります

九なるべく同時に食事を終ること

自分は早く食ひ終つて人の食ふをキヨロキヨ  
ロと見廻して居る、人は自分は遅れたと思つて  
急いで食ふ爲に、計らず不作法をする、給仕をす  
る人も互ひ違ひに食ひ終つて貰うと、仕舞する  
のに厄介である、其々に迷惑しますからなるべ  
く同時に食ひ終るよ、人を見計ふて食べなさ  
れ、見計ふ爲にキヨロキヨ見廻はすことは、よ  
くないことであります、

十小楊子は人に見えぬよ、つかへ  
食事終つて小楊子をつかうに、大きな口開いて



齒をあらはし、人前を憚らないのは實に不禮であります。故に此時は右手に小楊子を持ち左手にて、口を蔽ひて靜につかいなされ、左手をあてないときは、左袖等にて蔽ふのもよろしくあります。小楊子をつかはさず、襟にさす人もあるけれども、懷紙を取出して其の中に包み込み、懷中しなされ、髪にさしたり(女子襟にさすことは便利であるものゝ作法にはなりません)。よくよく心すべきことであります。

十一 魚を食ふ時は骨をさりて食ふこと

手にて魚を持つよしなことは更にしないで、必ず箸を各一本宛、兩手に持ち、靜に骨をさりて片偶に置き、而して肉を食ひなされ、不作法にも骨を去らずして食つたが爲に骨が口に入り、手にて取り出さればならぬとか、或は骨が咽喉にたつて四苦八苦するが如きことは、見られた仕方ではありませぬ。庭近き處でありますれば、骨を去つて庭に投ぐる人があります。犬が來て居れば、人も前を憚らず、骨を與へる人もあります。

れ等は、大に不都合といはねばなりません、  
こめねばならぬことに就いて

一 飯汁をこぼすな

衣服を損ずるばかりではありませぬ、其等の道具且は其の邊りを不潔にしますから、氣を附けてこぼさぬよゝにせなされ

二 兩手に兩器及箸をもつな

箸を右手に狭み、尚汁椀を持ち、左手に飯椀を持ちながら、あちらこちらに物を食ひ荒す等の如きは、二三才の兒童のすることでありませぬ、決して

て、力様な不作法してはなりません、箸をこつて椀を持ち、椀を下して、他の椀をこりかへるがよゝに二つのもの、三つのものを同時にこることは最もよくないことであります

三 箸を折ること

魚の骨を去る場合によくある事でありませぬ、餘り力を入れて箸を折ることがあります、これも不作法の一つなので、見苦しき仕方でありませぬ、箸は軽く靜に使はせ、力様な不作法は起りませぬ、

四 茶碗皿を抱くこと

兩臂を張出して持つこともよくないことでありますけれども、これを抱くこともよくありません。せぬ、小供の襟のピカ／＼光つて居るのは、抱いた證據であります。

五 食事中便所に行くこと

食事は清潔なる事でありませぬ又清潔にせねばならぬものであります、それであるのに食事の中途に不潔なる便所に行く、小便ならば未だしものこと、大便所へ行くがよいなことは、實にあら

るまじきことでありませぬ、これは自分一人の不潔であるのみならず、共に食事せる人に氣を悪しくせしめ、食べがひなからしむることは、濟まぬ次第であります、か様なことは決してすべきことではありませぬ、

六 咀み砕く音を高くするな

静に咀み砕きて音をさせぬよ、にしなされ、聞き苦しきことであります、

七 食事中のび「あくび」するな

盛りかへて貰つて居る間に、暇であるからとて、

「のび」をしたり「あくび」をしたりすることは不作法であります

八菜より菜に箸を移すことをやめよ

一つの菜を食つて飯を食へ、飯を食つてから菜に移るのが正當であります、然るに菜より菜に移り而して飯を食ふが如きことは、不作法と申しますか様なことしてはなりません

九人の菜を摘みごることをやめよ

自分は先に菜を食ひ終り、なくなれば人の菜に手をかけるが如き實に見苦しき見苦しき、極度

といはねばなりません、このことばかりは、必ずすべきことではありません

十箸をつりかけてやめるな

これを食べよーかと思つてイヤこちらを食べよーと、箸をつりかけやめることは、實によくないことでもあります、つけかければ必ずそれに箸を下す決してやめるが如きことをしてはなりません

十一人の食事を覗くこと

人は自分より早く食ひ終つたか、自分のものよ

り多くはあるまいか。こ、卑しき根性にて覗くこ  
こは見られたことではありませぬ。

十二不潔なることを話すこと

大小便の話、死者の話、虫の話等は心持ちよくな  
い話なので爲に不快な感じを起して食ふこと  
の出来ないことになる人もあります故、力様な  
ここの話をしてはなりません。

十三食ひ散らすこと

あちらを食ひ、こちらを食ひ散らして、全く犬の  
食べ後のようにして置くことはよくないこと

十四急に食つて咽をつまらすな

であります、故に一つの肴を食はゞ全く食ひ終  
りて食ひ残すが如きことあつてはなりません、  
静に食つて充分咀み碎き、而して咽に下すよ  
にせねばなりません、急に食ふと充分に咀み碎  
くことが出来ない、従つて胃を害ふことになり  
ますから静に食つて充分咀み碎いて咽に下し  
なさい、つまらして目を白黒させて早く湯を下  
さいといふに言はれぬ苦しみは御氣の毒千萬  
でもあり不作法でもあります。

第七ノ節 坐作進退の心得

(坐禮) (起立) (立禮) (室内歩行)

(人の前後を通行する時) (障子襖の開閉) (着坐)

人が坐つて禮せらるゝのに、自分が立ちながら禮する  
ことは、不作法であります、この場合には坐らねばなり  
ませぬ、坐禮の仕方は左の通りです

高貴の人には

正しく膝を合せ兩手を膝の前方に出し、兩人さし

指と兩拇指とを合せて、三角形をこしらへ、各四指  
を揃へて臂を張らずに、其の上に頭を下げ、鼻を三  
角の内に入るゝ様にして頭を疊より一二寸離て  
あるよゝしに下ぐるのであります

同輩の人には

兩膝を正しく揃へ兩手の指先を二三寸經て、膝  
の前方へ出して頭を疊より三四寸上まで下ぐる  
下輩には

兩手を膝の兩側に建て少しく頭を下くる  
此場合には、臀部を上げずして其の人に注目せねばな

りませぬ

坐を立つ時は、両手を膝の上に置き、兩足を爪立て、靜に立ち上り、上座の方に背を向けず、且音をさせぬよゝに、しなされ、椅子腰掛は靜に後へひき置いて立ち上るのであります。立てば腰掛椅子は、もこの通りに直して置くことを忘れてはなりません。起立したときは、正面に向つて、兩踵を接し、爪先を六十度の角に開きて直立するのが法式であります。立禮には左の區別があります。長上に對する時

身体を直立して、両手を兩膝の上に當て、長者に注目しながら頭を下ぐると同時に、両手は兩膝をすりつゝ、(膝を曲げず)膝蓋迄下げ、三秒間程を保ちて、舊位置にかへります。

同輩に對する禮

前と同じことですが、手は自然に垂下し、長者に對する程鄭重ならずとも、よろしうあります。室内を歩行するには、極めて靜に歩み、足音をせず、疊の縁及敷居等を踏まぬよゝに歩まねばなりません。通る場所に種々道具があることも、跨ぎることには極めて無

禮であります故、先づ物柔かに邪魔にならぬ場所へ移し、然る後通行せねばなりません。その中で、衣服を破ることもあに引かゝるゝか、或は釘などにて衣服を破ることもあり又道具を損することになります。互に厄介です。からよく注意せねばなりません。甚しき音をさせることは、禮儀上大に不作法であります。それ故演説の場所とか、式場とか、階段の昇降とかの場合には、能く注意せねばなりません。殊に階段の上下を勢に任かせて歩むと意外に怪我することになります。室内の歩行には、身上の人と共に歩むことがありま

す。此時は、云ふ迄もなく、身上を先にし、然る後に自分が續く同輩の者と雖、先づ人を先にしなされ、案内をするときは、自分が先に立たねばなりません。人の前を通行する時は、跪いて「御免下さい」といひて會釋して通るのが法式であります。けれどもこれを略して、單に腰を屈め「御免下さい」と會釋して通ります。椅子にふれる人の前を通るには、跪くことはいりませぬ。少々身を曲して會釋すればよいのであります。人ご人が接近して話して居らるゝ間を通ることは、大に失禮であります。



後を通る時は、餘り經て、居れば會釋する必要はありませぬが、接近して通る時は、是非會釋しなされ。此外文字を書いて居らるゝ時、寢て本を讀んで居らるゝ時、食事の時は妨害をせずして、今申しました通りにしなされ。障子襖を開くには、横骨引手の方を前にして斜に坐り右へ開くには、右手を下について左手にて横骨或は引手に手をかけ、凡そ三四寸程開き、次に左手を下について右手を襖障子の縁の下より三四寸の所へかけて、徐ろに開くのであります。左へ開くにはこの反對であ

ります。

これを閉じますには、開く時と同じく斜に跪き右へ開づるのには、右手を下につき左手を横骨又は引手にかへ(障子襖の縁骨のみ三四寸上を持つのもある)靜に閉ぢかけ、三四寸を殘して手をかへ、左手をつき右手にて隙間なきよ(縁骨をもち居れば此時引手及横骨に手をかくる)に閉づるのであります。左へは此反對にすればよろしい。坐るには先つ兩足の爪先及兩膝を揃へて音をさせずに靜に坐るのであります。この場所に坐ると思へば、着

物の前を正しく合せて膝頭の出ないよりに坐りなされ、袴はきたる場合には、両手を両側に入れ充分張りたる上正しく坐り羽織を後にはねて敷かないよりにしておきなされ、坐らば両手を膝の上にて組み合せ、足の兩拇指を重ね姿勢正しく正面に向つて居なされ、あくびのび等の無禮のふるまいあつてはなりません、椅子にかゝつて居る時は體を眞直にして爪先を揃へ、決して足を組み合せ靴音をさせたりする等のことあつてはなりません、  
膝をくづす時は左の場合があります

一主人の挨拶にて膝をくづす(長上のくづしたるを見て)

二下座の人に對しては會釋してくづす

第八ノ節 招待及書信の心得

(手紙) (招待順備) (被招待の心得)

(饗應)

人を招待するには、時日を定めて使を出すか、招待状を出して置かれればなりません、招待状には六ヶ敷字句を

使はず極めて簡單明瞭にして誰もが意味の明通する様にかゝればなりません。誤字脱字なき様、失禮なる言葉の交らぬ様、文字を丁寧にかき、墨色を濃く、天地左右をあけ、状袋をも丁寧に、印紙の貼り附けも、きまりよく、総てに注意して人を煩はすことのなきよに心掛けねばなりません。萬一電信にて報らせますときは、濁り等の間違はぬよにせぬこと、トンデモないことを惹起します。

饗應前日には、室内及庭内は清潔に掃除し、掛物置物より火鉢、ランプ、手水鉢、手拭等凡ての用意をなし置き、當

日には衣服を着替へ、髪を梳り、身周りを整へ、招きたる人には感觸を害せぬよ、快く待遇し、下駄帽子等の携帶品を取揃へ、少しの失態なき様にせねばなりません。

招かれたる人は、手紙に對しては明瞭なる返事をせぬこと、刺ふの手廻りの都合がありますから、曖昧なる返事は、大に失禮であります。當日は相當の衣服を着替へ定められたる時間の十分前に到着するよにしなければ、招かれたれば他の事をなるべく繰替へて出席しなければ、先方へいつれば、主人其の他家人に厚意を述べ、坐敷に上る時は、兩足を揃へて、靜に趾先を鼻緒よりさり履

物を踏臺として上に昇りなさい、下るときは他の履物の上に下りて、而して自分のものを履くはよくありません、坐につけば行儀正しく馳走を受け濟まば、設けある他室或は運動に出て程よきを見計らひて暇乞ひして歸りなされ、  
饗應するには當日用ふる器具は清潔に拂拭ひ、魚類は新鮮なるを撰み、調理の際は風味に注意して置かれればなりませぬ、膳部の仕度は時間に後れぬよゝにせぬと、客は押しかけて来る、未だ膳部が出来てないと自然に狼狽を來し、つけ方を違はすとか、覆すとか、不体裁見ると

に忍びぬ事になります、次は膳の出し方に注意せぬと、笑を招きます、先づ膳を持って出ますときは、膳の兩側を持って腕を水平にしつゝ、保ち靜に歩み出て客前三尺の處に至りて坐り下に置いて膳の足を兩手にかけて、徐ろに二三寸押し送りなされ、この時其の上にてくしやみ「せき」「いき」「頭をかく」等の振舞あつてはなりません、  
給仕人は見苦しき振舞をあらはさず、一同が食し終らば一禮して膳を引き、茶と小楊枝を出しなさい、主人は「御粗末を差上げまして失禮しました」の意味にて

挨拶しなされ

第九ノ節 訪問及取次の心得

(訪問心得) (取次心得)

人を訪問するのに不意に行くことはよくないこと  
あり、故に手紙を出して置くとか、電話電信にて訪  
問時日を報らせて置くのが宜しうあります、時刻は早  
朝とか食時頃とか夜遅き頃には、向ふの迷惑になりま  
すから成るべく避けねばなりません、故に見計ひて訪

問するところが第一の心掛けてあります、先づ訪問せば  
取次を乞はねばなりません、取次者は人があれば早々  
玄関に出て、襷をはづし前垂をさりて失禮にならぬ身  
周りをなして、恭しく跪き、知つて居る人ならば挨拶を  
なし、知らぬ人ならば名刺を受くるか、姓名を聞きとり  
て、其の由を告げなされ、若し案内せよと命せられます  
れば、已れ先に立ちて進み、静に案内しなされ、而して直  
に敷物、其の他煙草盆を差出しなさい、此時は総て丁寧  
親切に取扱ひ、特に言葉遣ひを丁寧にしなされ、履物は  
揃へて爪先を外方へ向け置き、外套杖等の携帯品は程

よき場所へ直し、かばんの如き貴重品には、妄に手をつ  
けぬ様にしなされ  
來訪者は室の入口(床が上座、入口は下座)にあつて一  
禮し主人の來るを待ちて中にはいらす、主人の來り  
て、進めなば室内に進みて禮をします、主人上座を進  
めらるゝもこれに反きて下座に居りなされ、主人坐  
蒲團をお敷きなさいと命せられてから敷きます、命  
ぜられぬに敷くのは失禮であります  
若し面會を謝絶する人ならば、わけて丁寧(ていねい)に其理由を  
述べ、決して無禮の舉動あつてはなりません

訪問者は、用事がすむと早く歸りなさい、下らぬ話に  
永居してはなりません(公私用の別もあります)、三  
十分位を通常とす(歸る時は、同等以下ならば其のま  
ゝ禮をし、自分より上ならば坐蒲團を下つて禮しな  
さい、坐蒲團を折るが如きことはよくありません)  
來訪者の御歸へりなされる時は、携帶品を取揃へて玄關  
先まで持ち出て靜に御渡しなされ  
訪問者は受取りて外套等は門を出て、後着(おちぎ)り、雨等  
にて已を得ざるときは、主人其他家人に「御免下  
さい」といひて着用しなさい

この時は後に廻りて、手傳ふは親切であります、主人は必ず玄關迄見送りなさい(訪問を受ければ必ず答禮に出ても)

斯く用事が都合よく済めばよいけれども、己より先に客來があるとか、混雜して居る時には再び訪ふを約して直ぐかへりなされ

### 第十ノ節 言語應對の心得

(言語の心得一般) (對話心得)

言葉遣ひによつて其の人の價値を表はすものでありますから、能く注意せねばなりません。第一の心得は、丁寧であつて、快豁明瞭でなければなりません。自分にいふたことが人に判断が出来ない、其故幾度も問ひ返へさねばならぬことに至らしむるは、大に無禮であります。さりこて餘り大聲を出すのもよくありません。第一改めねばならぬことは、野卑なる言葉を避くること、いふことでもあります。「源助」とか「ペランメ」とか「レコ」とかいふよゝいなこととあります。次は放言を僻けること、次は人に通じない言葉をやめること、これは此頃よ

く流行します、英語を交ぜるとか符牒を附くるとかは、人の感觸を害するものであります、か様に注意した上に、人によつて敬語をつかうこととてあります、敬語をつかうといふことは作法上尤も肝要なことで、殊に貴顯皇族に關する話には注意に注意して不敬の言葉遣ひなきよ、一心掛けなさい、對坐談話の時に尤も注意することは、あたりを見廻し、其是批評するとか、輕忽に席を離るとか、人を誹謗し放言を笑ふとか、かすることほよくないこととてあります、而して人が「シンケン」になつて話して居るのを興味かな

いこて他の話に移ることはよくないこととてあります、故に如何なる談話にも注意して、よく聴きとりなされ、又參考になるものであります、さりこて人の話を横からとつて話しするとか、議論をふきかくるとか、することほなりません、數多の人の集合に話をするに、二人のみはなして他の人が欠伸するが如きは話の尤も下手であります、故に皆が聽いて合點するよ、にしなされ、



### 第十一ノ節 物品授受の心得

(物品授受の心得一般) (硯) (本) (刃)

(煙草盆) (火鉢) (茶) (茶菓子) (免狀)

物を渡すには、第一向ふの方の便利をはかり受けよきよしにいなされ、それでなくて自分の都合よくするのは、禮を知らぬものであります、而して坐つて居る人には、自分も坐り、立てる人椅子によれる人には、体を曲して渡し向の人が慥に受けとめた時を見計ふて放ちなされ、受けるときも、少しの差別があるだけで、たいした違いはありません。

#### 硯箱の受渡し方

渡すまでに墨をよくすり、筆をも用意して先方へ向け渡しなされ、これを受けるときには一禮して両手に受け、右側に置きます、すめは墨筆を正しく仕舞つて、蓋をして返しなされ、

#### 本類の渡し方

両手に持ち先方へ向けて渡すこと等前と同じことあります、

#### 刃物類の受渡し方

小刀を渡すには、向ふの便利を計り、怪我をせぬ様

脊と柄との間を摘みて柄の方を向ふにして、靜に渡しなされ、受け取る方は、髓にもちて靜に引き取りなさい、錐等も同じことであります。

煙草盆の進め方

煙草盆を出しますには、灰吹が客の右方になる様に兩手に持ち、兩四指を揃へて裏にあて、兩拇指を横の中程にあて、客の三尺前に跪いて客の右側へ寄せて出すのであります、下ぐるこきも同じことであります、煙草盆に手掛けのある時は、必ずこれを左右にするこことを忘れてはなりません。

火鉢の進め方

取手があればそれに手をかけ、取手がなくば煙草盆を進むる様であります、しかし煙草盆は客の右であります、火鉢は客の左へ出します。

炭をつぎますときは、客の二尺前に跪き、兩手にて我方へ少し引寄せ、灰の立たぬ様靜に炭をつぎ、再び兩手にて押し進めて置きます、火箸は形によつて種々の違ひがありますが、先づ客の右手の方へ眞直に立て、置きなされ、

茶の進め方

茶を進めるには、餘り濃き茶は失禮であります而して多くつがずに少しくついて、茶托の上にのせて出します。此時は右手にて茶托を持ち、左手にて茶托の底に手をあて、こぼさぬよゝに客の右膝の方へ差出すのであります。茶を受くるには、一禮します。飲む折は右手にて茶碗を持ち、左手を下に添へて靜に吞みます。再び汲みますには、茶碗の縁に手を觸れずに、兩手にて洞を持って引きよせ靜に注ぎなされ、茶は強いなくて靜に欲するや否を伺ひ欲せざれば控へ、欲すれば汲みなされ、急須を出し

ますときは客にさりて早速つげるよゝ其の口を客の左方へ向けて置きます。茶菓子は即坐に食ひ易きを撰び菓子器に盛り、箸或は小楊子を添へ茶を進むる様に客の前に出します。此時は茶の左へ置きなされ、これを受くるには、主人が挟みて渡してください。た時は右掌に受け、一禮します。早速食ふ時は菓子が丸くあれば齒形(三日月形)を残さず尙續いて食ひ置くのであります。若し直に食はざれば紙に出してこれをのせ、膝の脇に置きなされ、

小楊子を使はゞ襟にさゝずして懐中より紙を  
とり出して挟み込むを法式とします

免状の受渡し方

免状を渡すには受取るものゝ正面にして右手に  
て一方をとり左手を添へて渡すのであります  
これを受くるには授くべき人の三尺前に止りて  
兩足を揃へ一禮し尙前進して右手に受取り左手  
を添へて頂き、三步退いて一見し、もとの如く折つ  
て敬禮し、廻れ右して靜に退くのであります

第十二節 自己外出の心得

(他出前の心得) (街上の心得)

(汽車内の心得) (家の出入の心得)

(買物心得) (歸宅せし時の心得)

父母長者が呼附けられた時は、直ぐ返辭して其の前に  
出で、長者坐つて居らるゝ時は、自分も坐して兩手をつ  
かへ、用事を聽きなされ、外出して用事をする時は、取り  
落しのなきよゝ氣を附ければなりません、特に數  
多い時は、控へて置くことが肝心であります、時間があ

り序があれば隣近所の用を辨じてやるのもよいこと  
 でありませぬ、それより家を出づる時は、父母長者に丁寧  
 に挨拶して殆ど要する時間を申上げて置かぬと、心配  
 をかけますから是非いふ必要がありません履物は人の  
 承諾なしに濫りに人の物を履いて迷惑を掛けてはな  
 りませぬから成るべく自分の物を履き若し都合悪し  
 くば許しをえて然る後に履いて出なさい、其の時には  
 天氣模様をも考へて雨道具の用意も必要であります  
 途を歩むには左顧右眴談笑ずに豫定時間に歸宅する  
 様にしなさい、殊に子供は犬を咬させ鶏に喧嘩をさせ

て居るとき、ツイ肝心の用事を忘却することがあります  
 故に道を急いで用を済ませねばなりません、道草の時  
 間は極めて短いよして長いものであります、それやと  
 て短き時間に用を済ませんために、田の中を駆け廻る  
 こと、往來止の處を通ることかはよくないことでありま  
 す、其の外

- 物を食ひ食ひ歩むとか
- 道に小便するとか
- 公園の花木を折るとか
- 樂書するとか

盲人を弄ぶとか

馬車、汽車等の妨害をなすとか

人を批評、誹謗するとか

石を擲るとか

の悪戯をしてはなりません、電車、電車等に乗つた折も  
己れ獨り廣く坐を占め人を妨害するが如き、多人數の  
中にて憚からず咳拂して人に唾するが如きことは、氣  
を附けねばなりません、此外街上に於て知人に遇ひて  
は相當の禮義を守ることが尤も肝心であります、尙買  
物に就て申しますと

人の家に入るには、入口にて足音をさせるか、若しくは  
咳拂をして後にはいらぬこと、トンデモない迷惑を掛  
ける場合があります、而して身を清らにしてはいるこ  
とも必要であります、何となれば雪降りには履物等に  
雪が積り、雨降りには雨の爲に着用等が汚れて居るも  
のでありますから、品物及家具に迷惑をかけます故に、  
能く汚物を振り落して内にはいらねばなりません、用  
事の都合にて坐敷に上らねばならぬ場合があります  
其の時は是非足を洗はねばなりません、  
物を買つた時は品物と金錢とに間違ひのなきよう、請

取を取り品書を明細にし且道中に遺失せぬよりに仕舞して歸り歸らば総ての道具を仕舞ひ、父母長者に「只今歸りました」と挨拶して品物金鐵を改めて渡しなされ、途中の面白き話しをするのもよいことであります、此外物を拾つたり、遺失したり、物を借りた時は其々の手順を遅れずせねばなりません。

第十三の節 吉凶の禮

(正月) (其他吉慶心得) (凶事一般)

一月一日は早く起きて身周りを整へ、父母長上に新年の挨拶をなさされ、三ケ日中に朋友親族等に年始廻りをせねばなりません、此時は名刺を置いて廻るのを例と致します、新年の事でありますから特別の家の外は立關にて祝詞をのぶるのがよろしくあります、年末にも禮をのべねばなりません、此外目出度ことには、日を計ふて祝ひに出づるか、手紙を出すとかせねばなりません、ぬ、出産祝ひは一週間後に出ると申します、祝ひを受けたれば三日以内には是非答禮に出でねばなりません、祝ひに来て下された人には丁寧に取り持ち失

禮をしてはなりません、然しまゝ新年に祝賀をこり  
違へることがあります、間違つたあつかひをするこ  
とがありますのは氣を附ければなりません、  
自家に凶事があれば直に親戚知友に報じなされ、この  
報に接せば直に其の家に行きて見舞ひなさい、物を贈  
りますときは、能く考へて無法なことをしてはなりま  
せぬ、葬式に放鳥をするが如きは、理のないことであり  
ます、

第十四節 進物の禮

(進物一般)

先方の場合を見計ひて品物を贈ることが肝心であり  
ます、人が死した時に鯛を贈ることか出産見舞に仙香を  
贈ることか、最も理の別らぬ事であり、其の志はよ  
いとはいふものゝ迷惑になりますから失禮でありま  
す、次は包み方、結び方、書き方、用ひる道具とか総て禮式  
に叶つたものを用ひなければなりません、これを受く  
る方も、品物の多少を批難せず頂きて請取り厚く禮を  
述べて返しなされ、



禮をしてはなりません、然しまゝ新年に祝賀をこり  
違へることがありまして、間違つたあつかひをするこ  
とがありますのは氣を附ければなりません、  
自家に凶事があれば直に親戚知友に報じなされ、この  
報に接せば直に其の家に行きて見舞ひなさい、物を贈  
りますときは、能く考へて無法なことをしてはなりま  
せぬ、葬式に放鳥をするが如きは、理のないことであり  
ます。

### 第十四節 進物の禮

#### (進物一般)

先方の場合を見計ひて品物を贈ることが肝心であり  
ます、人が死した時に鯛を贈ることか、出産見舞に仙香を  
贈ることか、最も理の別らぬ事であり、其の志はよ  
いとはいふものゝ迷惑になりますから失禮でありま  
す、次は包み方、結び方、書き方、用ひる道具とか総て禮式  
に叶つたものを用ひなければなりません、これを受く  
方も、品物の多少を批難せず頂きて請取り、厚く禮を  
述べて返しなされ、

世間にはマ、カ様の事があります、人に招かれた禮として品物を贈るさいふことでもあります、これは大に見下げたことでもありますから、やめたいものであります、

家庭と禮法終

著園栗立足 畫挿茂恒上川

刊新書良當適品賞生校學等高常尋

明公禮	一言一	言一	言一	言一	貞	忍	貞	富	地	御	代	學	家	勅	出	學	の	旅
治德	俄女	男	祝	烈	耐	操	貴	理	代	々	校	政	語	世	生	日	本	小
美ノ	作用	用	日	婦	成	ノ	ノ	歴	ノ	ノ	家	術	ノ	軍	地	誌		
譯教	法	文	文	記	人	業	鏡	基	史	光	榮	庭	生	教	礎	人	誌	

本製美ノ頗明鮮刷印紙上形判菊裝洋右  
錢四稅郵錢八十價定冊壹各

不許複製

明治卅五年六月廿五日印刷  
明治卅五年七月一日發行

著作者 池田米太郎  
發行所 大阪市東區安土町四丁目 石田忠兵衛  
發行所 大阪市東區安土町四丁目 積善館本店  
發行所 福岡市博多中島町 積善館支店  
發行所 廣島市埴原町 積善館支店



●積善館發兌尋常中學教科用圖書并參考圖書新版略目

尋常中學教科用圖書并參考圖書新版略目

文學士 藤井乙男編纂 (文部省檢定濟三ノ卷上迄) 一ノ卷上下、二ノ卷上下、三ノ卷上下、四卷、五卷全八冊

新編國文讀本 定價金廿五錢宛四五卷各三十錢郵稅各四錢○和裝美本

文學士 藤岡作太郎著 文部省檢定濟 和裝前後二冊 前編定價金五十錢後編定價金六十錢郵稅十錢

再版 國史綱 洋裝クロース背皮金文字 入上卷定價金三十五錢下卷定價金四十五錢合本定價金八十錢郵稅八錢

東京數學院長 上野清著 洋裝クロース背皮金文字 入上卷定價金四十錢下卷定價金五十錢合本定價金九十錢郵稅八錢

中等 新算術 洋裝クロース背皮金文字 入全一冊定價金七十錢郵稅八錢

東京數學院長 上野清著 洋裝クロース背皮金文字 入全一冊定價金七十錢郵稅八錢

中等 新幾何學 洋裝全一冊印刷鮮明頗美 本定價金廿錢郵稅四錢

東京數學院編纂代表者 原清吉先生著 洋裝クロース背皮金文字 入印刷鮮明頗美本全一冊定價金四十錢郵稅八錢

中等 平面新三角法 洋裝クロース背皮金文字 入印刷鮮明頗美本全一冊定價金四十錢郵稅八錢

三角法例題詳解 洋裝舶來紙印刷鮮明 頗美本定價金三十錢郵稅八錢

東京數學院長上野清 白井義智先生共譯 立體之部 全一冊

何學 平面之部 全一冊

○平面之部洋裝クロース背皮金文字印刷鮮明頗美本定價金五十錢郵稅八錢

○立體之部全

中久木信順先生共譯 文部省檢定濟

小出壽之太先生 洋裝クロース背皮金文字入全一冊定價金五十錢郵稅八錢

スミス氏小代數學 洋裝クロース背皮金文字入全一冊定價金四十錢郵稅六錢

中久木信順 小出長藏先生著

スミス氏小代數學解式 洋裝クロース背皮金文字入全一冊定價金四十錢郵稅六錢

上野清著 定價金六十錢

○中等新算術例題詳解 郵稅六錢

上野清先生校閱 白井義智著

○平面幾何學例題詳解 定價金四十錢 郵稅四錢

●積善館發兌 尋常中學教科用圖書并參考圖書新版略目

文學士 藤井乙男編纂 (文部省檢定濟三ノ卷上迄)  
新編國文讀本 一ノ卷上下、二ノ卷上下、三ノ卷上下、四卷、五卷全八冊  
定價金廿五錢宛四五卷各三十錢郵稅各四錢〇和裝美本

文學士 藤岡作太郎著 文部省檢定濟  
和裝前後二冊 前編定價金六十錢後編定價金六十錢  
郵稅十錢

東京數學院長 上野清著  
新 算 術 洋裝クロース背皮金文字  
入上卷定價金三十五錢下卷定價金四十五錢合本定價金八十錢郵稅八錢

東京數學院長 上野清著  
新 代 數 學 洋裝クロース背皮金文字  
入上卷定價金四十錢下卷定價金四十錢郵稅八錢

東京數學院長 上野清著  
新 幾 何 學 洋裝クロース背皮金文字  
入全一冊定價金七十錢郵稅八錢

東京數學院編纂代表者 原清吉先生著  
新 幾 何 學 洋裝クロース背皮金文字  
本定價金廿錢郵稅四錢

東京數學院編纂代表者 原清吉先生著  
平 面 新 三 角 法 洋裝クロース背皮金文字  
入印刷鮮明美本全一冊定價金四十錢郵稅八錢

三角法例題詳解

洋裝舶來紙印刷鮮明 頗美本定價金三十錢郵稅八錢

東京數學院長 上野清 白井義督先生共譯  
幾 何 學 立體之部 全一冊  
平面之部 全一冊

〇平面之部洋裝クロース背皮金文字印刷鮮明頗美本定價金五十錢郵稅八錢

〇立體ノ部全

中久木信順先生共譯

文部省檢定濟

小出壽之太先生

洋裝クロース背皮金文字入全一冊定價金五十錢郵稅八錢

スミス氏小代數學

洋裝クロース背皮金文字入全一冊定價金四十錢郵稅六錢

中久木信順 小出長藏先生著

スミス氏小代數學解式

洋裝クロース背皮金文字入全一冊定價金四十錢郵稅四錢

上野清著

定價金六十錢 郵稅六錢

〇中等新算術例題詳解

定價金六十錢 郵稅六錢

上野清先生校閱 白井義督著

〇平面幾何學例題詳解 定價金四十錢 郵稅四錢

1950

特 23

385

家庭と禮法

国立国会図書館

011985-000-6

特 23-385

家庭と礼法

池田 米太郎 / 編

M35

AAG-0033

